

契 約 書 (案)

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が実施する令和8年度特用林産物放射性物質検査（通常検査）の実施及びその単価について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲が依頼する令和8年度特用林産物放射性物質検査（通常検査）（以下「検査」という。）を別紙業務仕様書に基づき実施するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日の翌日から、令和9年3月31日までとする。

第3条 契約保証金 金 円

第4条 契約対象物 生しいたけ、まいたけ、なめこ、乾しいたけ、きのこ原木、ほだ木、野生きのこ類、山菜類、林内雨及び沢水

第5条 甲は、検査を依頼する場合は、その都度乙に検査の申し込みをするものとする。

第6条 乙は、甲から検査の申し込みがあったときは、別表に掲げる単価をもって、その都度検査を実施し、検査結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、毎月10日までに、前月分の検査結果を甲に報告し、甲の完了確認を受けるものとする。

第7条 乙は、前条の完了確認に合格した場合は、その代金を甲へ請求する。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な請求書を受理した場合は、その日から起算して30日以内にその代金を支払うものとする。

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第7条第2項に定める代金の支払いを遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、当該代価につき年3.0%の割合で計算した額の延滞利息を支払わなければならない。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行なう調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒んだとき。

(2) 不正の手段により業務料金の支払を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、別表の契約単価に仕様書に記載した検査見込件数を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第10条 甲は、第9条に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 11 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲り渡し、または担保に供してはならない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第 12 条 乙の代表者又はその代理人その他の従事者は、業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

第 13 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

別表

検査内容	検査項目	単位	契約単価
生しいたけ、まいたけ、及びなめこの放射性物質検査（測定核種 Cs-134、Cs-137）	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線核種分析	1 検体	円 (円)
乾しいたけの放射性物質検査（水戻し法）（測定核種 Cs-134、Cs-137）	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線核種分析	1 検体	円 (円)
きのこ原木及びほだ木の放射性物質検査（水分測定含む）（測定核種 Cs-134、Cs-137）	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線核種分析	1 検体	円 (円)
野生きのこ類の放射性物質検査（測定核種 Cs-134、Cs-137）	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線核種分析	1 検体	円 (円)
山菜類の放射性物質検査（測定核種 Cs-134、Cs-137）	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線核種分析	1 検体	円 (円)
林内雨及び沢水の放射性物質検査（測定核種 Cs-134、Cs-137）	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線核種分析	1 検体	円 (円)

※「契約単価」欄の（ ）内の額は、上段の額のうち取引に係る消費税及び地方消費税額である。

(参考様式)

業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

令和8年度特用林産物放射性物質検査（通常検査）業務について、令和 年 月分
が完了したので、別添のとおり検査結果等を報告します。

(注) 添付書類として、各検査対象毎の検査検体数、請求金額及びその内訳が確認でき
る書類を添付すること。

(参考様式)

請 求 書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
名 称
代表者

令和8年度特用林産物放射性物質検査（通常検査）業務契約書に基づき、次のとおり
請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
(令和 年 月実績分として)
- 2 振込先 金融機関名
口座種別
口座名義人
口座番号